

試験規程

(平成 31 年 4 月 1 日施行)

大阪河崎リハビリテーション大学

平成 18 年 3 月 27 日
大学規程第 13 号

(目的)

第 1 条 学則第 12 条に定める試験の取り扱いは、この規程の定めるところによる。

(試験の種類及び方法)

第 2 条 試験の種類は、定期試験、追試験、再試験とする。

2 試験は、筆記試験、レポート試験、実技試験又はその他の方法によって行うものとする。

(受験資格の欠格事由)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する者は、受験資格がない。

- (1) 休学により一部受講していない科目。
- (2) 授業科目の出席時間数が所定の時間数の 4 分の 3 (臨床における各種実習にあつては 5 分の 4) に満たない科目。

(筆記試験の方法)

第 4 条 筆記試験の方法は次のとおりとする。

- (1) 試験会場においては、すべて試験監督者の指示に従わなければならない。
 - (2) 受験に際しては、学生証を机上に提示しなければならない。学生証を携帯していない場合は、学務係において仮学生証の交付を受けなければならない、受験することができない。
 - (3) 試験時間は原則として、1 科目 60 分とする。
 - (4) 試験開始後 20 分を経過したものは試験会場への入室を認めない。
 - (5) 試験開始後 30 分を経過するまで、及び試験終了 5 分前から終了時までの退室は認めない。
- 2 身体上の障害その他の事情により、試験時間、解答方法等について個別の学生に特別の配慮を行う場合は、教務委員会及び教授会に諮り、学長が決定する。
- 3 前項に定める試験時間の特別の配慮を行う場合は、試験を厳正に執行

できる範囲内で試験時間を設定することができる。

(レポート試験の方法)

第5条 レポート試験の方法は次のとおりとする。

- (1) レポート用紙は、科目担当教員から特に指示のない限り、A4判用紙を用いて作成しなければならない。
- (2) レポートには、専攻名、学年、学籍番号、氏名、レポートタイトルなどを表記した表紙を付けなければならない。
- (3) レポートは、特別の指示がない限り、指定した期日・場所に提出しなければならない。
- (4) その他レポートの提出に当たり、学内メール等を利用して提出を認めることがある。

(定期試験)

第6条 定期試験は原則として前期末、後期末に行う。

(追試験)

第7条 追試験は、定期試験を受験できなかった者を対象に、学長の認定に基づきこれを実施する。

- 2 追試験の受験にあたっては、次の各号のいずれかに該当しなければならない。
 - (1) 疾病の場合（医師の診断書を添付）
 - (2) 3親等までの忌引きの場合（会葬礼状等添付）
 - (3) 就職試験の場合（受験証明書を添付）
 - (4) 不慮の事故又は災害による場合（事故証明書・災害証明書を添付）
 - (5) 交通機関のストライキ又は延着の場合（延着証明書等を添付）
 - (6) その他、正当と認められる理由がある場合（理由書を添付）
- 3 追試験受験希望者は、別に定める期間内に追試験願（様式第1号）に証明書を添付して所定の場所へ願い出なければならない。
- 4 指定した追試験期日に受験しなかった場合は、理由のいかんに関わらず、追試験を受験することができない。
- 5 追試験の成績評定は、定期試験に準じて評価する。

(再試験)

第8条 再試験は、定期試験又は追試験を受験した結果、合格できなかった者を対象に実施することがある。

- 2 次の各号に該当する場合は，再試験を願い出ることはいできない。
 - (1) 第3条に該当する者
 - (2) 次条に定める不正行為を行った者
- 3 再試験受験希望者は，所定の期日までに再試験願（様式第2号）を所定の場所に提出するとともに，別に定める再試験料を納入しなければならない。
- 4 指定した再試験期日に受験しなかった場合は，理由のいかんに関わらず，再試験を受験することができない。ただし，教務委員会及び教授会に諮り，学長が特に認めた場合にあっては，この限りでない。
- 5 再試験における合格者の成績評価は，全て60点とする。

（不正行為）

第9条 試験において不正行為を行った場合は，当該試験期間中に実施される試験の全科目の単位を認定しないものとする。

- 2 不正行為とは，次の各号に掲げる行為をいう。
 - (1) 代人が受験すること。
 - (2) 持込を許可されていないノート・テキスト・参考書等を使用すること。
 - (3) あらかじめ机に書き込みを行ったり，又はカンニングペーパー等を用意すること。
 - (4) 他人の答案をのぞき見て写しとったり，写させたりすること。
 - (5) 携帯電話等の通信機器を使用すること。
 - (6) その他，上記に類する行為をすること。

（不正行為の疑義がある場合）

第10条 試験において不正行為の疑義があった場合は，教務委員会で不正行為に該当するか否かの協議を行う。

- 2 不正行為の疑義があった場合とは，次の各号に掲げる行為があった場合をいう。
 - (1) 答案及び持ち出しを許可されていない問題用紙を試験会場外へ持ち出すこと。
 - (2) 一旦退室した者が，再入室すること。
 - (3) 携帯電話の着信音を鳴らす及び振動音を発すること。
 - (4) その他，上記に類する行為をすること。

(不正行為等報告書)

第 11 条 前 2 条に該当する行為があった場合、試験監督者は不正行為等報告書（様式第 3 号）を作成し、学長に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 2 月 22 日大学規程第 4 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 8 月 5 日大学規程第 9 号）

この規程は、平成 26 年 8 月 5 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年 1 月 6 日大学規程第 16 号）

（平成 27 年 3 月 24 日大学規程第 19 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 8 月 2 日大学規程第 15 号）

この規程は、平成 28 年 8 月 2 日から施行する。

附 則（平成 28 年 11 月 22 日大学規程第 32 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 26 日大学規程第 10 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 26 日大学規程第 10 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 19 日大学規程第 27 号）

この規程は、平成 31 年 3 月 19 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 25 日大学規程第 32 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

承認			受付
教務 委員長	教務課長 補佐	学務係 係長	

第 _____ 年 月 日

試験欠席届兼追試験願

学 長 殿

理学療法・作業療法・言語聴覚 学専攻 _____ 学年 学籍番号 _____
氏 名 _____ 印

下記のとおり、追試験をお願いいたします。
記

欠 席 日	年 月 日 ~ 年 月 日				
事 由	該当する番号に○をつけてください。				
	① 疾病の場合（医師により受診日等が記載された診断書を添付） ② 3親等までの忌引きの場合（会葬礼状等の写を添付） ③ 不慮の事故または災害による場合（事故証明書・災害証明書の写を添付） ④ 交通機関のストライキまたは延着の場合（遅延証明書等を添付）				
	【その他】 ※ 理 由				
	※試験欠席届兼追試験願に必要な書類を添付すること。				
欠席した試験科目					
月/日	曜日	時限	試 験 科 目	担当教員名	事務確認欄

様式第3号(裏面)

※不正行為時に使用

始	末	書
<p>私は今般監督教員報告の通り受験に際して受験上の注意事項に違反する行為をしたことを深く反省し、今後このような行為を繰り返さないことを誓います。</p> <p>つきましては、今回の行為に対しいかなる処分に付されても異論は申しません。</p>		
<p>年 月 日</p>		
<p>(学籍番号)</p>		
<p>(署名)</p>		